



病児・病後児保育のご利用について



病児・病後児保育は、発熱などの急な病気、体調はよくなったけど登園させるのが不安なとき、仕事や病気などで家庭での保育が困難なとき、保護者の方に代わってお子様の保育を行うものです。

●対象児等

- ・鏡野町に住所があり、既に保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に通園・通学している生後8ヶ月以上の乳児から小学校3年生までの児童。

●実施施設

- ・こどもデイケアルーム「さくら」(河原内科・松尾小児科内)
津山市二宮2137-10 電話：(0868) 28-5570 (小児科外来)
- ・病児保育室「たんぽぽ」(鏡野町国民健康保険病院 3階)
鏡野町寺元365 電話：(0868) 54-0011

※利用時間については、実施施設にお問い合わせください。

日曜・祝祭日・年末年始・小児科休診日はお休みとなります。

●利用方法

- ・**毎年度、事前登録が必要です。**
- ・必要書類は役場保健福祉課、さくら(松尾小児科 外来)、または鏡野病院(1F外来)にあります。 外来で利用初日に登録することもできます。
- ※但し、平成27年度中に登録された方には、平成28年度の登録のご案内を送付しますので、ご希望の方は登録手続きをお願いします。

●予約方法

- ・**原則として予約制です。** ◎各実施施設ともに定員は4名です。
- ・定員に達している場合は、ご利用できないこともありますので、必ず、実施施設に確認してください。また、予約を取消す場合も実施施設にも連絡をしてください。

●利用料

- ・**1日 2,000円 (別途食事代400円 *希望者のみ)**
- ※但し、ひとり親家庭等医療給付対象世帯及び生活保護世帯は1日1,000円

(お問い合わせ先) 鏡野町保健福祉課 子育て支援係

電話 (0868) 54-2986・FAX (0868) 54-2891 もしくは実施施設



除かれた戸籍の附票の発行に関するお知らせ

(平成28年4月1日から)

全部が消除された戸籍または改製(電算化)した戸籍の附票(以下「除附票」といいます。)の保存期間は、住民基本台帳法により5年となっています。

このことにより、鏡野町では平成28年4月1日から、5年間の保存期間を経過した除附票を廃棄しますので、発行できない除附票に代わる証明として「戸籍の附票の廃棄済証明書(手数料1通200円)」を発行します。必要になる方は請求の際に窓口にてお問い合わせください。

※戸籍の附票とは…本籍地において戸籍を単位として編製され、戸籍に入ったときの住所から戸籍から除かれたときまでの住所の異動履歴を記録しています。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係

奥津振興センター ☎(0868)54-2985(直通)
上齋原振興センター ☎(0868)52-2511
富振興センター ☎(0868)44-2111
☎(0867)57-2111